

農泊ジャンル別研修会開催業務委託仕様書

1 委託業務名

農泊ジャンル別研修会開催業務委託

2 委託業務の目的

農泊を推進するため、農泊の要素である「食」「泊」「体験」に関して、農山漁村振興に寄与しつつ交流人口増加を目指すにあたり、より安全安心に農泊を楽しんでもらうために農林漁業体験民宿に関わる事業者の増加及び農林漁業体験民宿に対する理解を広めることや、農泊に対し取組意欲のある人・地域などを支援するために、「食」「泊」に関する研修会及び「体験」に関する研修会を開催する。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月19日(木)まで

4 研修会の内容

(1) 開催場所

三重県津市若しくは松阪市内

(2) 開催日

契約の日から令和8年3月12日(木)までの日のうち、企画提案コンペの企画提案書において受託者が提案した日

(3) 受講対象者

県内において、農林漁業体験民宿の開業を検討している者
(以下、「開業検討者」という。)

県内において、農林漁業体験民宿を営業している者
(以下、「開業者」という。)

県内における農林漁業体験民宿の開業に興味がある者
農泊について興味関心のある者
自然体験を提供している事業者

(4) 受講者数

各研修につき30名程度(10名以上)

(5) 内容

ア 研修会の構成

受託者の専門知識と経験を活かすとともに、三重県における農林漁業体験民宿の状況や地域資源を踏まえた研修会とすること。
なお、本研修においては、それぞれの研修において、受講を希望するものを受講することができるが、「食」と「泊」については、関連項目が多いことから双方を受講することが望ましい。

(参考)

みえの農泊(農山漁村滞在型旅行)ホームページ
<https://www.sato.pref.mie.lg.jp/nohaku/>

イ 講演の内容

- ・ 農泊で提供する「食」について、来訪者に「食」を提供するにあたっての法令上の注意点、最新のトレンドや、SNS や HP 等で情報発信する際のおいしさを伝えるための撮影方法及び注意点等について学べる内容とする。
- ・ 開業検討者が、「泊」について、民泊ではなく農林漁業体験民宿を開業するメリット（民泊（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に規定する住宅宿泊事業）に存在する営業日数の制限がなく、自由な経営が可能であること等）、開業するにあたり営業許可を得るための手続き方法、営業するうえでの注意点を学べる内容とし、開業者が、開業している施設の魅力を伝えるための工夫等について学べる内容とする。

（参考）農林漁業体験民宿とは

[農山漁村余暇法について：農林水産省](#)

＞「農林漁業体験民宿」について

- ・ 「体験」を提供する際の法令上の注意点、農林漁業体験民宿と自然体験事業者との連携や、他者との差別化を図りリピーターを確保する方法、繁忙期における人材確保の方法等について学べる内容とする。

※「体験」とは、農泊地域で提供する農林漁業体験や自然体験をさします。

ウ グループワーク

- ・ 各グループに開業者が少なくとも 1 名以上入るようにし、グループ内で開業検討者が開業者から学べる内容とすること。
- ・ あらかじめ開業者から取組内容を聞き取り、受講者が農林漁業体験民宿を開業・営業するために参考となるよう調整すること。
- ・ 講師が各グループを巡回し、以下を行うこと。ただし、三重県との協議のうえ、変更することができる。
 - * 開業者が答えられないことを講師が回答する。
 - * 各グループの意見交換が活発になるよう、講師が開業者又は開業検討者に質問を投げかけたり助言したりする。
 - * 発言が一部の受講者に偏らないよう、他の受講者の発言を促す。

エ 交流会

受講者同士が交流を図ることにより、自らが手掛ける事業に関して新たな知見の獲得や、受講者同士の協力関係の増進といった今後の事業発展に資するために交流会を開催すること。

交流会で司会進行や、話題の提供等を通じて受講者同士の会話を促し、交流が図れるよう交流会をコーディネートすること。

オ アンケート

事業所の所在地もしくは事業を始める際の希望所在地（市町単位）、その事業の内容、本研修をどのようにして知ったか、本研修会の

理解度、本研修は今後の事業に生かせるか、本研修会の感想、現在の課題、今後三重県に対しどのようなことを希望するか等、三重県の今後の事業の資料として活用できるアンケートを実施し、結果を分析報告すること。

なお、アンケートにおいて、氏名の記載は要しない。

5 委託内容

- (1) 上記4を満たす研修会を三重県と打合せの上開催すること。
- (2) 農林漁業体験民宿やグリーン・ツーリズムに関する専門知識及び経験を有し、三重県の農山漁村の状況、三重県の開業者の取組状況を踏まえて研修会を開催できる講師1名以上を派遣すること。
- (3) 受講者の募集は、受託者が主体的に行うものとする。

受講者の募集に用いるチラシの作成については、三重県と協議の上、受託者が行うこと。当該チラシの配布など受講者の募集について、三重県も周知・広報を行うので、受託者はセミナー開催予定日の1か月前を目安に当該チラシのデータを三重県へ納品すること。

- (4) 1日では収まらないこと、「体験」に関する研修会は自然体験事業者も対象としていることから、「食」「泊」に関する研修会と「体験」に関する研修会は別日に開催すること。研修会の構成については、別紙を参考として企画提案コンペの企画提案書において提案すること。
- (5) 三重県の今後の事業の資料として活用できるようなアンケートを実施し、分析結果を業務完了報告書とともに提出すること。

6 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条2項の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 公共交通機関や車での移動が困難となるような悪天候、感染症拡大

など集合しての研修が困難となるような不測の事態が発生したときに備えて、予備日を企画提案書にて提案すること。
開催日が予備日に変更になったとしても、契約金額の変更は行わない。

- (5) 開催日には、三重県職員の担当者 1～2 名も出席するため、これらの者にも受講者と同様に資料を配布すること
- (6) 受託者は、委託業務を完了したときは、成果品として、受講者名簿（受講者募集の際に収集した、受講者の氏名・所属団体名（又は市町名）・電話番号（又はメールアドレス）の一覧）、開催の様子が分かる写真、アンケート結果等を添付した業務完了報告書（業務を完了した旨を記載した書面）を三重県に提出すること。
- (7) 写真は、広報用ではなく県内部の記録とするためのものなので、開催の様子が分かる写真であればよい。受講者の顔が写っている必要はない。写真撮影にあたっては、写真に写る人の肖像権（みだりに撮影されない権利）を侵害しないようにすること。

農泊ジャンル別研修会「食」「泊」
～農林漁業体験民宿セミナー～ 事項書（案）

別紙

日時 令和 年 月 日
場所

1. 開会あいさつ (09:30～09:35)
2. 講演
(1) 『農林漁業体験民宿にかかる「食」について』（仮題） (09:35～11:50)
3. 閉会、アンケート記入 (11:50～12:00)

 《休憩》 (12:00～13:00)
4. 農林漁業体験民宿セミナー
(1) 『〈開業検討者向け〉農林漁業体験民宿の開業について』（仮題）
 講師：受託者 (13:00～13:40)

(2) 『〈開業検討者・開業者向け〉営業するうえでの注意点』（仮題）
 講師：受託者 (13:40～14:20)
5. グループワーク (14:30～15:30)
6. 開業手続きについて (15:30～15:50)
 三重県農山漁村づくり課
7. 閉会、アンケート記入 (15:50～16:00)

農泊ジャンル別研修会「体験」 事項書（案）

日時 令和 年 月 日〇
場所

1. 開会あいさつ (09:30～09:35)

2. 研修会
『農泊に係る「体験」と「体験」のブラッシュアップについて』（仮題）
(09:35～11:50)

3. 閉会、アンケート記入 (11:50～12:00)

《休憩》 (12:00～13:00)

4. 交流会 (13:00～14:50)

5. 閉会、アンケート記入 (14:50～15:00)